



ビジネスニュースレター

平成20年11月号 第5号

● ● ● 特集 ● ● ●

経営承継円滑化法と事業承継税制

～事業承継の準備を始めませんか？

● ● ● Topics ● ● ●

事業活動(会社)を止めないために

～事業継続計画 - Business Continuity Plan を策定しましょう

協会けんぽ設立について

～今後の社保手続きはどう変わる？

“社長様”へ一言！

御社を担当する者： _____



みらいコンサルティンググループ

MIRAI Consulting Group

～ ごあいさつ ～

拝啓 社長様

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今回は興味をお持ちの社長様も多いのではないのでしょうか？

まずは、特集として「経営承継円滑化法と事業承継税制」を取り上げました。後継者への円滑な事業承継において贈与税・相続税が大きなネックとなるなかで、事業承継税制は大きな期待が寄せられ、大変注目を集めています。

次に、弊社主催による「中国ビジネス実務セミナー」。中国へのビジネス展開を考える上で「問題の解決に直接に役立つ情報」が盛り沢山で、参加者からは大変な好評を頂いております。記事を読んで興味をお持ちになりましたら、この機会に参加してみたいはいかがでしょうか？

弊社では、皆様のビジネスにおいて、あらゆる場面でご期待に添えるサポート体制を展開しております。

今後もお引き立てのほど宜しくお願い致します。

敬具

平成20年11月 ニュースレター委員会 添田達也

今月のキーワード

- **遺留分**とは
遺言者が残す財産のうち、相続人に留保された一定の割合。原則として、相続人が直系尊属のみである場合には被相続人の財産の3分の1、その他の場合には2分の1が留保される。
- **遺留分減殺請求**とは
遺留分を侵害された相続人が侵害された限度で遺贈又は贈与の効力をなくすこと。贈与よりも遺贈の減殺が優先される。
- **暦年贈与課税**とは
暦年（1月から12月）に受けた贈与財産の価額から基礎控除額110万円を控除した金額に超過累進税率（10%から50%の6段階）を乗じて贈与税額を算出する課税方式。
- **相続時精算課税**とは
選択を要件に（一度選択すると以後継続適用）、暦年に受けた贈与財産の価額から特別控除額2,500万円を控除した金額に一律20%を乗じた贈与税額を算出する課税方式。その後、相続が発生した際に相続時精算課税適用財産を贈与時の時価で相続財産に合算し、相続税を算出し直す。（相続税額を超える納付贈与額は還付される）

● ● ● 特 集 ● ● ●

経営承継円滑化法と事業承継税制

事業承継の準備を始めませんか？

事業承継の準備は遅かれ早かれやっておかなければならない経営課題の一つです。早ければ早いほどいろいろな対策を打つことが可能です。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下、経営承継円滑化法)が平成20年10月1日から施行されましたので事業承継のことを考えるにはちょうどよいタイミングです。

経営承継円滑化法

経営承継円滑化法は、地域経済の活力維持と雇用確保のために、中小企業が円滑に事業承継をできることを目的として制定されました。

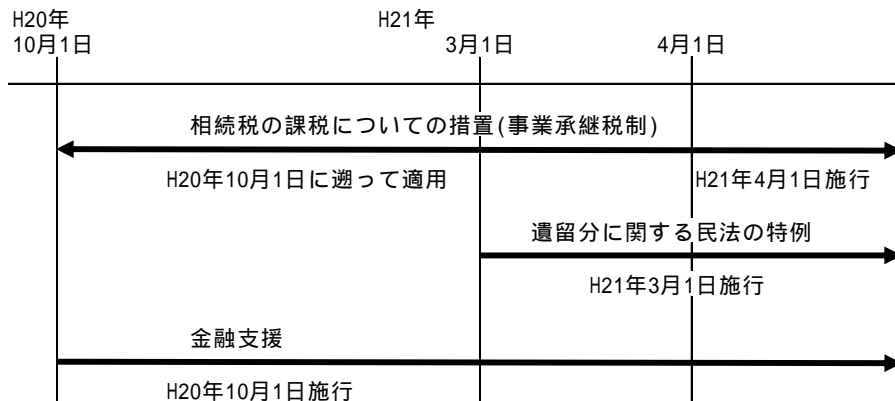
そこで、この法律では、事業承継の場面で発生する問題点に対処するために、次の3つの制度を整備しています。

制 度	効 果
事業承継税制の創設(納税猶予の特例)	後継者が相続を受けた自社株式(非上場株式)に係る相続税の80%を納税猶予
遺留分に関する民法の特例	イ)生前贈与株式を遺留分の対象から除外 ロ)生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定
金融支援	事業承継時の資金需要に対して融資を実行

この法律の対象となる中小企業の範囲は以下のとおりです。

	資 本 金	又は	従 業 員 数
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

なお、経営承継円滑化法の施行日は平成20年10月1日ですが、税制改正のタイミングや法律の整備に時間がかかることなどにより、それぞれの制度の施行時期は下記のようになっています。



それでは、順番に制度の内容を見ていきましょう。

事業承継税制の創設

経営承継円滑化法で平成20年度中に相続税の課税について必要な措置を講ずると規定されました。具体的には、平成21年度税制改正で相続税の納税猶予制度を創設し、経営承継円滑化法の施行日（平成20年10月1日）から遡及適用されます。

事業承継税制の内容は、経済産業大臣の認定を受けた非上場の中小企業の株式等の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予するというものです。

非上場の中小企業の株式等については、現行では、課税価格の10%減額ですが、平成21年度税制改正で80%の納税猶予に大幅に拡充される予定です。

後継者（事業承継者）には多額の相続税が課されるケースが多く、納税資金が不足しがちでしたが、この制度を利用することにより、自社株式や事業用資産の売却や物納を防ぐことが可能になります。

遺留分に関する民法の特例

後継者が遺留分権利者全員と次の事項に合意して、経済産業大臣の確認を受けた場合には、家庭裁判所の許可により、イ)とロ)の民法の特例を受けることができます。

イ) 生前贈与株式を遺留分の対象から除外

ロ) 生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定

この結果、贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続による株式の分散を未然に防ぐことができ、また、後継者の努力により株価が上昇しても、その上昇分は遺留分減殺請求の対象外となるため、その努力が報われるようになっています。

また、従来、遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行う必要がありましたが、この特例では後継者が単独で申立てできることになりましたので、手続きが簡単になり、利用しやすくなりました。

金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して金融支援を実施するものです。

この制度は、先代経営者が亡くなったり、退任したことにより信用力が低下した場合の運転資金や、親族外承継の場合の株式・事業用資産の取得資金といった幅広い資金ニーズに対応するために設けられました。

最後に、実際に上記の特例をどのように活用するかを検討してみましょう。

事業承継対策はケースバイケースで考えなければならないのですが、わかりやすくするために「株価の上昇が見込まれるケース」と「株価の下落が見込まれるケース」という単純化したケースで考えてみます。

	対応策
株価上昇が見込まれるケース	1) 自社株式の生前贈与を実施（暦年贈与課税 or 相続時精算課税の検討が必要）。 2) 上記の民法の特例を活用。受贈株式の評価額を固定し、遺留分のリスクを減少させる。
株価下落が見込まれるケース	1) 自社株式については生前贈与を実施せず。相続時評価額で相続税を算定。 2) 上記 納税猶予の特例を活用。相続税負担を減少させる。

ポイントは自社株式の『株価』と承継の『タイミング』です。大前提として『株価』が低い時に、贈与、相続を実施し、贈与税・相続税の負担を低く抑えることです。

株価の推移によって上記における納税猶予を組み合わせるか、上記の民法の特例を組み合わせることで事業承継におけるリスクや負担を軽減することが可能となります。

事業承継は全ての企業で必ず起こることです。この機会に、円滑な事業承継についての取り組みを始めてはいかがでしょうか？

事業承継の方向性や上記特例の活用を含むスキームについては、社長様の意思や繊細な検討及び判断が必要となることは言うまでもありません。つきましては、事業承継をご検討の際は、みらいコンサルティンググループが一体となり、全力でサポートさせて頂く次第ですので、お気軽にご相談下さい。（執筆者：吉田）

事業活動(会社)を止めないために 事業継続計画 Business Continuity Plan を策定しましょう

1 . 事業を止めない計画とは？

昨今の地震や台風、ゲリラ雨などの大規模な自然災害や大規模な情報システムの障害(以下「大規模災害」といいます。)において、事業が中断されることが多くあります。事業活動を止めない計画を立てることは重要な経営課題となってきています。

“事業を止めない計画とは？”と聞かれると、「会社の事業活動で使用している主要な販売管理システムや会計システム(以下「基幹システム」といいます。)を止めないこと」または「基幹システムが止まっても速やかに復旧できる体制を整えること」と思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか？

では、基幹システムを止めないために、

バックアップを定期的に取得し遠隔地に保管している。

バックアップからリカバリテストを実施している。

といった対策を行うことが、事業活動を止めないことになるのでしょうか？

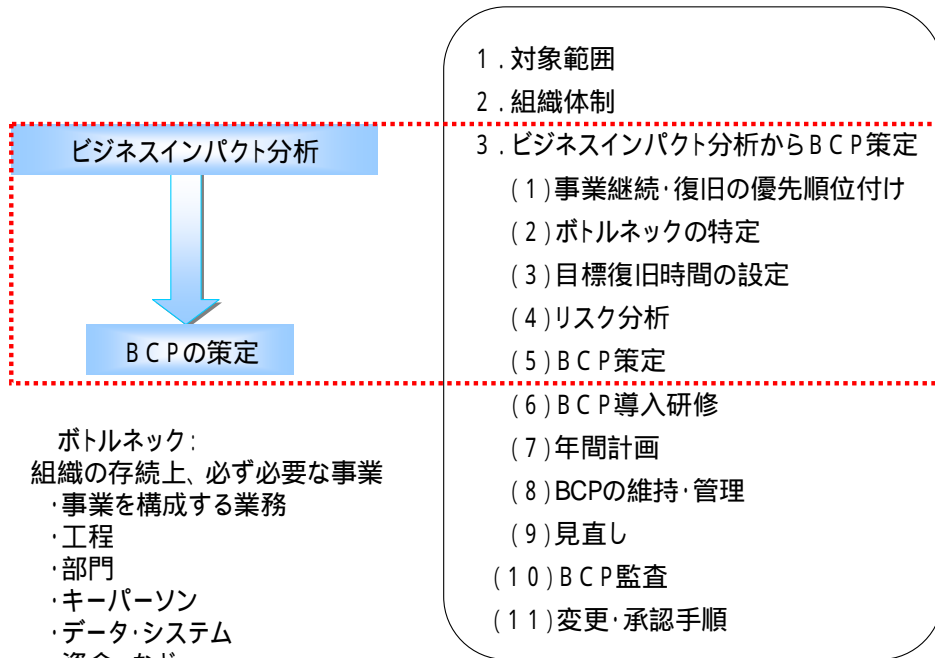
基幹システムを復旧することに注力をして、システムを復旧させたとしても事業活動を再開させるために必要な“人”、“建物”、“機材”、“資金”がそろわなければ本当の意味で事業を継続させることにはなりません。

基幹システムを止めないために対応する“人”や“機材”を準備することは『緊急対応計画(コンティンジェンシープラン)』とよばれ、事業継続計画(Business Continuity Plan)(以下「BCP」といいます。)と多くの場合、混同され、誤解されています。

2 . BCP とは

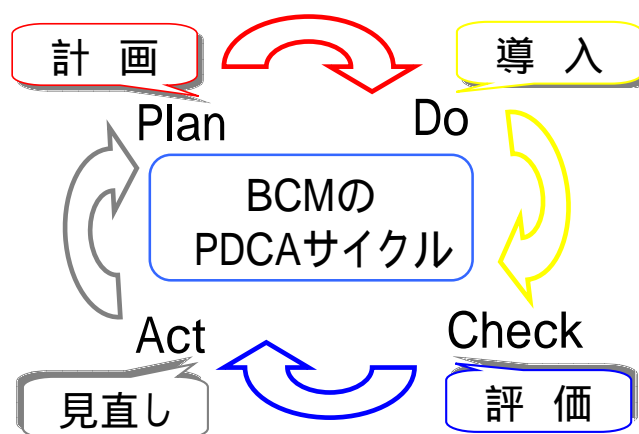
BCP とは、大規模災害の発生などの不測の事態が発生することで通常の事業やサービスが提供できなくなるリスクが発生した場合の対策を計画することです。コンティンジェンシープランとの大きな相違点は、“業務”に着目し、会社が存続するための“主要なビジネスを存続させるための業務の範囲や“主要な業務が中断しても復旧するための必要な時間”について計画する点です。主要な事業が中断した結果、大規模な損失を被り、競争力の低下を招き会社の存続が危うくなるリスクを適切に管理するために、速やかに“主要な業務”を復旧させるための計画を策定することが BCP であり、会社のリスク管理の一つの手段となります。

つぎのイラストは BCP 策定のためのステップ『ビジネスインパクト分析』から『BCP の策定』及び『BCP の発動』から『BCP の終結』をあらわしています。



3 . 計画からマネジメント管理へ

BCP はあくまでも、事業継続のための計画です。BCP から BCM (Business Continuity Management) (以下「BCM」といいます。) へ移行することで事業継続計画が管理・改善され、社内外の環境の変化に対応することができ、大規模災害が発生した際に素早く対処することが可能になります。BCP は、ISO9000 などの認証規格と同様に、「PDCA サイクル」を利用することにより、効果的な改善策が検討され、事業継続のための指針となります。



BCP を策定し、BCP を BCM で維持管理することは、主要な業務を優先して復旧されることで損害の規模を最小限に抑えることができるとともに、取引先消費者、従業員、株主といったステークホルダーからの要求に応えることもできるのです。

協会けんぽ設立について ～今後の社保手続きはどう変わる？～

1 . 協会けんぽ設立について

昨今の年金問題等の社会保険に対する不信から、社会保険庁が解体されることに伴い、新組織として平成 20 年 10 月から健康保険を全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」）が担うことになりました。そこで、協会けんぽ設立によって、会社の社会保険業務にどのような影響があるのか確認したいと思います。

健康保険組合に加入の会社の場合、協会けんぽ設立による影響はありません。

2 . 協会けんぽ設立で何が変わるか

変更となる社会保険手続きの中でも、実務に直結する重要なポイントは以下の三つとなります。

一つ目は、健康保険の保険料率はこれまで全国一律でしたが、今後は都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率が定められます。保険料率の見直し時期については、平成 20 年 10 月時点ではこれまでの 8.2% が適用されますが、少子高齢化が進み、医療にかかる費用が上昇している状況を考えると、全国的に保険料率の上昇が見込まれます。

二つ目は、現在お使いの健康保険被保険者証（以下、「保険証」）を協会けんぽ発行の保険証への差替えが発生します。差替えの時期については順次協会けんぽから会社宛に連絡が来ますが、それまでは現在使っている保険証を使用することができます（現在、弊社に社会保険業務をご委託いただいている政府管掌健康保険に加入していた会社様につきましては、当該手続きは協会けんぽからの通知があり次第、弊社にて行いますのでご安心ください）。

三つ目に、社会保険の手続きは、これまで社会保険庁の下部組織である社会保険事務所で行えたのですが、手続きによって社会保険事務所と協会けんぽで行うものに分けられます。具体的には、入退社手続き等の適用関係や保険料（健康保険・厚生年金ともに）に関する手続きは社会保険事務所で行い、傷病手当金等の給付手続きなどは協会けんぽで行います。ただし、当面の間はこれまでと同様に給付手続きの受付が行える社会保険事務所もあります。

その他、協会けんぽ設立に伴う変更点については、別表を参照下さい。

別表．協会けんぽ設立に伴う主な変更点

変更点	平成 20 年 9 月 30 日以前	平成 20 年 10 月 1 日以降
健康保険料率	全国一律（8.2%）	都道府県別（当面 8.2%）
健康保険被保険者証	社会保険事務所が発行(社 労士事務所を通して送付)	協会けんぽが発行（ <u>直接会社へ送 付</u> ）
健康保険被保険者証が急ぎで ほしい場合	社会保険事務所が <u>即日交 付</u>	協会けんぽが <u>後日郵送</u> 。急ぎの場 合、社会保険事務所が保険証の代用 として資格証明書を発行
手続きの届出先	社会保険事務所	適用・保険料関係：社会保険事務所 給付関係：協会けんぽ
任意継続被保険者の手続き先	社会保険事務所	協会けんぽ
会社の所在地が変わった場合	保険証の差替えが必要	同一都道府県内なら差替え不要
社会保険届出用紙	変更なし（様式・記載事項含む）	

3 . 最後に

協会けんぽ設立に伴う社会保険手続きの変更については、現時点においても詳細が不明な点もありますが、弊社に社会保険の書類作成・届出の業務をご委託いただいている会社様の場合は、弊社にて変更点については対応させていただきますので、業務への影響はないものと現段階では想定されます。自社にて手続きを行われている会社様におきましても、お気兼ねなく弊社の社会保険労務士にお問い合わせいただければと存じます。（執筆者：宮里）

日本国内で定期的に中国ビジネス実務セミナーを開催

～法令及び実務対策をタイムリーに日本へ届ける・経営者目線の中国政策～

みらいコンサルティング株式会社は、9月26日に中国現地パートナーのフレンドリーグループと共に東京において初回の共同セミナーを開催いたしました。「2008年外国為替・関連取引等に関する最新対策」のテーマを中心に、中国政府が7月・8月に公布した新法令や政策について解説した上、海外に「資金ダム」の建設や取引モデルの見直し等の具体的な対応策を紹介いたしました。



中国の政策、法律、税制の変更は頻繁に行われており、外資系企業に対して大きな影響を与えております。このような状況の下では、日本においてもタイムリーに情報を把握し、政策や法令を理解することが中国ビジネスの成功に非常に重要な意味を持ちます。

そのため、みらいコンサルティング株式会社は、これまでの国際ビジネスに関するコンサルティングを実施してきた経験から、中国現地パートナーと力を合わせて、9月末より中国ビジネス最新実務の定期セミナーを開始いたしました。

中国の会計・税務、労務人事、税関・加工貿易、内部監査・内部統制など、様々な情報及び実務から生み出した対応策をタイムリーに提供することに主眼をおき、今後、毎月開催する予定です。また、日本における経営者と現地における管理者が同じ情報を取得できるように、日本・中国の同時開催も検討しております。

定期セミナーのほか、中国上場企業の買収等日本経営者たちが関心を持っているテーマや、現地法人の中国市場上場等の新事例などを紹介するため、特別セミナーの開催も予定されております。



【 次回のセミナー情報 】

テーマ：「中国外商投資企業の最新税制改正について」

会 場：上海（日本語）11月13日（木） 13：30～16：30 上海ガーデンホテル

東京（日本語）11月21日（金） 13：30～16：30 全日通霞が関ビル8階 C大会議室

問合せ：03 - 3519 - 3970

セミナー事務局担当：鈴木景子 (keiko-suzuki@miraic.jp)

この内容についてのご意見・お問い合わせは



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社

税理士法人 みらいコンサルティング

社会保険労務士法人 みらいコンサルティング

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル4階

TEL : 03-3519-3970 FAX : 03-3519-3971

【ニュースレター編集委員会】

影浦・細木・添田・浅野・馬場・潘・祐川

Address: newsletter@miraic.jp